

# 子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧

平成28年8月

新 宿 区

## 目 次

教育の支援	1
生活の支援	5
保護者に対する就労の支援	15
経済的支援	16
国際社会への対応	18
その他の支援	18

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧の見方

	大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)
記載内容 対応箇所	「子供の貧困対策に関する大綱」第4 指標の改善に向けた当面の重点施策(10ページ～21ページ)の項目に対応しています。			新宿区次世代育成支援計画の目標番号に対応しています。	事業名	事業内容	〇〇課	事業の対象となる年齢区分に○をつけています。					
例	1 教育の 支援	1-(1) 「学校」をプラットフォーム とした総合的な子どもの 貧困対策の展開	1-(1)-① 学校教育による学力保障	1 - 2 - ①	放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため放課後等学習支援員を配置する。	教育支援課			○	○		

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)
1 教育 の 支 援	1-(1) 「学校」をプラットフォーム とした総合的な子どもの 貧困対策の展開	1-(1)-① 学校教育による学力保障	1 - 2 - ①	放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため放課後等学習支援員を配置する。	教育支援課			○	○		
			1 - 1 - ②	学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成される専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行う。	教育指導課			○	○		
			1 - 1 - ②	児童・生徒の不登校対策	不登校対策委員会で策定した不登校からの学校復帰と不登校の未然防止に関する方針に基づき、不登校担当者連絡会で担当教員が学校での不登校防止の取組みを協議し実践していく。 また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていく。 さらに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員を派遣し、学校復帰や未然防止のための家庭への支援をより充実させていく。	教育支援課			○	○		
			1 - 1 - ②	小学校へのスクールカウンセラーの派遣<教育センター>	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1～2回派遣する。	教育支援課			○			
			1 - 1 - ②	中学校へのスクールカウンセラーの派遣<教育センター>	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週2回派遣する。	教育支援課				○		
			1 - 1 - ②	教育センターの教育相談<教育センター>	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行う。	教育支援課		○	○	○		
			1 - 1 - ②	つくし教室<教育センター>	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行う。	教育支援課			○	○		

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)		
1 教育の 支援	1-(1) 「学校」をプラットフォーム とした総合的な子どもの 貧困対策の展開	1-(1)-③ 地域による学習支援	1 - 2 - ①	地域協働学校(コミュニティ・スクール) の推進	地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていく。そのため、学校運営協議会委員の研修や、地域・保護者への説明会の実施、パンフレットの作成・配付による周知等を行いながら、順次、地域協働学校の指定学校を増やしていく。なお、指定にあたっては、1年間は準備校とし、各学校の状況や地域の実情に十分に配慮しながら円滑な導入を図っていく。	教育支援課			○	○				
			1 - 2 - ①	スクール・コーディネーターの活動	各小・中学校に1名ずつのスクール・コーディネーターを配置し、小・中学校に地域の教育力を橋渡しすることで、学校の教育活動を支援するとともに、学校を核とした家庭・地域の活動を進め、子どもの教育活動や体験学習活動の充実を図る。	教育支援課			○	○				
		1-(1)-④ 高等学校等における就学継続 のための支援												
	1-(2) 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の無償化の推 進及び幼児教育の質の 向上			3 - 1 - ②	保育園・子ども園(保育園機能)・地域 型保育施設保護者の保育料負担軽減	所得の多寡に関わらず、保育園等に在籍する未就学児の兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担する。 約年収600万円以下の世帯については、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とする。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担とする。	保育課		○					
				3 - 1 - ②	子ども園(幼稚園機能)保護者の保育 料負担軽減	所得の多寡に関わらず、小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子の保育料等を減額、第3子以降を全額公費負担する。 年収約600万円以下の世帯については、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料を減額、第3子以降を全額公費負担とする。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料等を減額、第2子以降を全額公費負担とする。	保育課		○					
				3 - 1 - ②	認証保育所利用への支援及び利用者 への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助する。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部又は全部を助成する。	保育指導課		○					
				3 - 1 - ②	区立幼稚園保護者の負担軽減	一定所得以下は保育料・入園料を無料とする。所得の多寡に関わらず、小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子の保育料・入園料を半額、第3子以降を全額公費負担とする。 年収約600万円以下の世帯については、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料・入園料を半額、第3子以降を全額公費負担するとともに、ひとり親等の世帯については、第1子を半額、第2子以降を全額公費負担とする。	学校運営課		○					
				3 - 1 - ②	私立幼稚園保護者の負担軽減	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、所得の多寡にかかわらず入園料補助金を交付する。保育料補助金と就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給する。その際、年収約600万円以下の世帯で兄弟がいる園児を扶養する世帯及びそれ以外の世帯で小学3年生以下の兄弟がいる園児を扶養する世帯について補助金額を増額する。また、年収約600万円以下のひとり親世帯等について補助金額を一部増額する。	学校運営課		○					

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
1 教育の 支援	1-(3) 就学支援の充実	1-(3)-① 義務教育段階の就学支援の充実	3 - 1 - ②	就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助する。	学校運営課			○	○			
			3 - 1 - ②	外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給する。(所得制限あり)	多文化共生推進課			○	○			
		1-(3)-② 「高校生等奨学金給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減	3 - 1 - ②	奨学資金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行う。	教育調整課					○		
			3 - 1 - ②	島田育英基金	高等学校等へ進学する成績優秀な者に対し、島田育英基金の運用益等を利用した育英資金を支給する。	総務課					○		
		1-(3)-③ 特別支援教育に関する支援の充実	1 - 2 - ①	院内学級の運営(特別支援学級の運営)	余丁町小学校に特別支援学級(病弱)として設置し、東京女子医科大学病院内にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行う。	教育支援課 学校運営課				○			
			1 - 2 - ②	在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実<新宿養護学校>	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行う。	教育支援課				○	○		
		1 - 2 - ②	巡回指導・相談体制の充実	学識経験者や心理職などの専門家で構成される支援チームが各学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言を行う。また、特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うなど、学校内指導体制の充実を図る。 また、全小学校に特別支援教室を設置し、拠点校に配置した教員が発達障害の児童の在籍校を巡回し、児童への適切な指導を行う。 さらに、支援が必要な児童・生徒が増加傾向にあるため、区としての新たな特別支援教育の推進体制を検討し方針を策定する。	教育支援課				○	○			
	1-(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	1-(4)-① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実			受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾等の受講料および高校・大学などの受験料の負担が経済的に困難な低所得者に対して、貸付けを行うことにより、低所得者世帯の受験生を支援する。	地域福祉課				○	○	○
		1-(4)-② 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援											

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)			
1 教育の 支援	1-(5) 生活困窮世帯等への学 習支援		3 - 1 - ②	生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等への業務委託により実施する。	生活福祉課 保護担当課			○	○					
			3 - 1 - ②	生活保護受給世帯の小中学生への学習環境整備支援	生活保護受給世帯の小中学生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給する。	生活福祉課 保護担当課			○	○					
			3 - 1 - ②	生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施する。 さらに、この事業を受けて高校に進学した者に対し、高校へ進学した生徒に対し、高校に進学した年の8月31日まで学習定着支援を行う。	生活福祉課 保護担当課 生活支援担当課				○	○				
			3 - 1 - ②	母子生活支援施設における学習支援	入所中及び退所後の小中高生、その他地域に住んでいるひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援を実施する。	子ども家庭課			○ 入所児童のみ		○	○			
	1-(6) その他の教育支援	1-(6)-① 学生のネットワークの構築 1-(6)-② 夜間中学校の設置促進 1-(6)-③ 子どもの食事・栄養状態の確 1-(6)-④ 多様な体験活動の機会の提供		1 - 3 - ①	プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体・NPO法人への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進する。	子ども総合センター		○	○	○	○			
				4 - 1	地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地区青少年育成委員会が行う、青少年の健全育成を図ることを目的とした様々な事業に対する支援等を行う。地区青少年育成委員会は特別出張所を単位としてつられ、地域の実情に即した活動を展開している。	子ども家庭課		○	○	○				
				4 - 1	青少年活動推進委員の活動	次代の社会を担う自立した青少年の育成を目的として委嘱した、青少年活動推進委員により、様々な体験活動を実施している。青少年の主体性を養い、家庭や地域の大人たちの教育力向上支援や、青少年を取り巻く環境づくりを行う。	子ども総合センター			○					
				1 - 1 - ②	未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍するジュニアリーダーの発掘と育成を図る。 また、ジュニアリーダーを育成する過程で、子どもの主体性、自主性、協調性を育み、「生きる力」の充実を図る。	子ども総合センター			○	○				
				3 - 5	ひとり親休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度。	子ども家庭課		○	○	○	○		△ 20歳未満	
					夏季施設の運営	夏季休業中における生活指導の重要性から、区外施設を利用し、小学5年生の希望者を対象に、自然体験を中心に、自然に親しむとともに、心身を鍛え、集団宿泊生活を通じて、協働・自立の精神を育成する。	教育支援課			○					
				1-(6)-⑤ その他		小学校低学年のための学習支援教室	子ども総合センター・子ども家庭支援センターでのケース対応の中で、養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう児童に対し、小学校低学年から学習支援を行うことにより、児童の自己肯定感を高めることを目指す。 平成28年度は3所、29年度からは5所のセンターで行う。	子ども総合センター			○				
					4 - 1	入学前プログラム	新1年生の保護者会等の機会を活用し、入学を機に保護者としての意識を再確認するためのワークショップや親子のコミュニケーションをテーマとした保護者向けプログラム及び仲間づくりをねらいとした子ども向けプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援するとともに、子どもと保護者と学校の良好な関係を築くことを目的とする。	教育支援課		○					

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目録番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)			
2 生活の 支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-① 保護者の自立支援	1 - 1 - ②	女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助する。	生活福祉課	○	○	○	○	○	○			
			3 - 5	母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行う。	子ども家庭課	○	○	○	○	○	○	○		
		2-(1)-② 保育等の確保		3 - 2 - ①	私立認可保育所の整備	子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、保育受入れ枠の拡大を図り、地域の保育需要に応えていく。	保育課		○						
				3 - 1 - ①	区立認可保育園・こども園の管理運営	保護者の就労や疾病により家庭で保育できないなど、一定の要件を満たす場合に子どもを預かる保育園と、保育園と幼稚園の機能を持つ子ども園では、就学前の子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、延長保育や障害児保育、利用者支援事業などにより、地域すべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図る。	保育課		○						
				3 - 1 - ①	保育所への保育委託(私立認可保育園)	保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園に入所している就学前の子どもの費用を支弁する。	保育指導課		○						
				3 - 1 - ①	認定こども園等への施設型給付等(私立認定こども園・幼稚園・保育園)	教育と保育を一体的に行う認定こども園や幼稚園、保育園など、教育・保育施設を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付等により施設を通じて給付する。	保育指導課		○						
				3 - 2 - ②	特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】	就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的に応え、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備する。延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図っていく。	保育課 保育指導課		○						
				3 - 1 - ①	一時保育の充実	緊急の事情(病気・けが等)や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援する。 保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていく。	保育課		○						
				3 - 2 - ②	定期利用保育の実施	パートタイム勤務などの短時間就労等で複数月継続して保育が必要な場合に、生後6か月から就学前の子どもを対象に、専用室型一時保育と併せて実施する。	保育課		○						

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
2 生活の 支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-② 保育等の確保	3 - 2 - ③	子ども園における預かり保育の充実	教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を、子ども園で実施する。	保育課 保育指導課		○					
			3 - 2 - ③	私立幼稚園預かり保育推進事業	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図る。	学校運営課		○					
			3 - 1 - ①	ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)を会員とする。区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営している。病児・病後児の預り事業も行っている。	子ども総合センター		○	○	○	○		
			3 - 1 - ①	ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していく。対象は生後6か月から小学校就学前まで、一回の利用は4時間以内とする。	子ども総合センター		○					
			3 - 1 - ①	子どもショートステイ	病氣、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かる。(利用対象は0歳～小学生までの子ども) 従来の子どもショートステイ事業に加え、保護者の強い育児疲れ等が見られる要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施し、児童の生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、児童の養育環境が適切に整備されるよう、保護者への助言等を行う。	子ども総合センター		○	○				
			3 - 1 - ①	トワイライトステイ	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない生後6か月～小学生までの児童を、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行う。	子ども総合センター		○	○				
			3 - 1 - ①	障害幼児一時保育	一時的に保育が必要なとき、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かる。(平日及び土曜、月3回まで)3歳児以上就学前の子どもが対象で事前に登録が必要。	子ども総合センター		○					
			3 - 2 - ①	認証保育所への認可化移行支援	認可保育所への移行を希望する区内認証保育所に対し、移行にあたっての課題の抽出とその解決のための助言、認可に向けた具体的手続等を支援する。	保育課		○					
			3 - 2 - ①	家庭的保育事業・小規模保育事業	家庭的雰囲気で行う家庭的保育事業、学校施設や民間賃貸物件を活用した保育ルーム等、子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図り、特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育受入れ枠を拡大し、多様な保育ニーズに対応していく。	保育課		○					

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)			
2 生活 の 支 援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-② 保育等の確保	3 - 2 - ①	保育ルーム事業	小学校舎及び幼稚園舎や民間賃貸物件を活用し、子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図る。	保育課		○							
			1 - 2 - ②	発達支援、児童発達支援・放課後等 デイサービス	就学前及び小学1、2年生の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援する。	子ども総合センター		○	△ (放課後等 デイサービスのみ、小学2年生まで)						
			3 - 4	保育所等訪問支援	集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする障害児等に対して、保育所等を訪問し、心理相談員等が支援を行う。	子ども総合センター		○							
			1 - 2 - ②	在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行う。	子ども総合センター		○							
			3 - 3 - ①	学童クラブの充実	通常時の平日午後6時以降や小学校の長期休業中の午前9時以前の保育需要に応えるため、区立学童クラブ全所で児童指導業務委託を導入し、延長利用を実施する。	子ども総合センター			○						
			3 - 3 - ②	放課後子どもひろばの拡充	余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施している。20所の放課後子どもひろばでは、学童クラブの利用要件のある児童を対象に、出欠管理や時間延長等の機能を付加して実施している。	子ども総合センター			○						
			3 - 3 - ②	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行う。 区内では9 か所で実施している。	障害者福祉課		○	○	○	○				
			3 - 3 - ②	障害児等タイムケア事業	小学生・中学生・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供する。	障害者福祉課			○	○	○	○			
			3 - 4	保育園等における障害児保育	保育園や子ども園で軽度で集団保育が可能な障害児を保育する。 また、障害児を持つ保護者に対する支援を進める。	保育指導課			○						
			3 - 4	幼稚園における特別支援教育	幼稚園で集団保育が可能な支援を要する幼児を保育する。公立幼稚園では安全面での配慮や教育的効果の向上を図るため、必要に応じて支援員を配置する。また、学校心理士が公私立幼稚園の巡回保育相談を中心に保護者の相談にも応じる。	学校運営課			○						
			3 - 4	学童クラブにおける障害児保育	学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行う。	子ども総合センター				○					
			3 - 5	ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	義務教育終了前(中学生の場合はひとり親になって6か月以内の家庭)の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇用費用を助成する。	子ども家庭課			○	○	○				

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
2 生活の 支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-③ 保護者の健康確保	2 - 1	母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として母親・両親学級を実施している。	保健センター	○						
			2 - 1	妊婦健康診査	妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行う。	健康づくり課	○						
			2 - 1	妊婦歯科健康診査	妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことにより、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図る。	健康づくり課	○						
			2 - 1	妊婦高血圧症候群等医療費助成	妊婦高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行う。	健康づくり課	○						
			2 - 1	はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦とおおむね3～4か月児までの子を持つ母親等を対象に、心理職等による講話、助産師・保健師による相談、グループで情報交換等を行う。	保健センター	○	○					
			2 - 1	妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付する。	保健センター	○	○					
			2 - 1	助産施設への入所	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担する。	子ども家庭課	○						
			2 - 2 - ①	産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3～4か月児健診・育児相談時に併せて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談、歯科衛生士による歯科相談を行う。	保健センター		○					

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)
2 生活の 支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-③ 保護者の健康確保	2 - 2 - ①	すくすく赤ちゃん訪問	0か月～生後4か月までの乳児を対象に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導する。 また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげる。	健康づくり課 保健センター		○				
			3 - 1 - ①	育児支援家庭訪問事業(産後支援)	家庭訪問・育児援助・家事援助等を組み合わせ、産後支援を行う。	子ども総合センター		○				
			2 - 2 - ①	親と子の相談室	3～4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行う。	東新宿保健センター	○	○				
			2 - 2 - ①	子育て世代のストレスマネジメント講習会	子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業(妊婦とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親等を対象とした事業)において、ストレス対処法について心理職によるミニ講座を行い、同内容のリーフレットを配布する。	保健センター	○	○				
			5 - 2	女性の健康支援 (女性の健康支援センター)	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施する。また、乳がんのしこり体験や健康測定機器による健康チェック、図書やインターネット端末による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性のこころと体の正しい知識の習得と健康づくりに対する支援を行う。	四谷保健センター			○	○	○	○
		2-(1)-④ 母子生活支援施設等の活用	3 - 5	母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援を行う。	子ども家庭課		○	○	○	○	

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)
2 生活の 支援	2-(1) 保護者の生活支援	その他(保護者)	2 - 2 - ①	未熟児、発育・発達を要する子への対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達・発育の支援を要する子の早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実させていく。	保健センター		○				
			1 - 2 - ②	在宅重症心身障害児訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行う。	保健センター		○	○	○	○	
			2 - 2 - ①	オリーブの会(MCG) MCG:Mother and Child Group	オリーブの会とは、育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。 専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図る。	東新宿保健センター		○				
			2 - 2 - ①	すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行う。	牛込保健センター		○				
			2 - 2 - ①	育児相談・育児グループ・育児講演会	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施する。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施する。 さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催する。	保健センター		○				
			1 - 1 - ②	育児支援家庭訪問事業(養育支援)	特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図る。	子ども総合センター	○	○	○	○	○	○
			1 - 2 - ②	発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行う。 必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていく。	子ども総合センター	○	○	○	○	○	○

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
2 生活の 支援	2-(2) 子どもの生活支援	2-(2)-① 児童養護施設等の退所児童等 の支援											
		2-(2)-② 食育の推進に関する支援	1 - 3 - ③	もぐもぐごっくん支援事業	乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じることで不安を取り除くとともに、適切な指導により健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、「お口の機能(飲み込み・噛み方等)」講習会の開催や、個別相談を実施する。	保健センター		○					
			1 - 3 - ③	離乳食講習会	5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行う。	保健センター		○					
			1 - 3 - ③	幼児食教室	1歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理実演・試食を行う。	保健センター		○					
			1 - 3 - ③	栄養相談	一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行う。	保健センター	○	○					○
			1 - 3 - ③	保育園・子ども園での食育の推進	食事のマナーを身につけたり、簡単な調理や野菜の栽培など食の体験を通して、子どもの食生活への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培う。	保育課		○					
			1 - 3 - ③	学校(園)における食育の推進	各学校(園)では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」をもとに「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備する。	教育指導課		○	○	○			
			1 - 3 - ③	児童館等の職員への食育研修	日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育に関する研修を行い、各館での食育事業の充実や、子どもへの適切なアドバイスができるようにする。	健康づくり課			○				
			1 - 3 - ③	食育講座	地域グループや児童館等で食育に関する講習を開催し、食に関する基本的な知識や、料理づくり・会食などの体験を通して食育ボランティア等と食育の普及啓発を行う。	健康づくり課		○	○				
		2 - 2 - ①	歯から始める子育て支援体制の構築	子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成する。 また、3歳児から6歳児までを対象に、身近な歯科医療機関での歯と口の健康チェックと保健指導、無料のフッ化物歯面塗布事業を行っている。	健康づくり課		○						

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
2 生活の 支援	2-(2) 子どもの生活支援	2-(2)-② 食育の推進に関する支援	2 - 2 - ①	歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談(1歳児)」「ここにこ歯科相談(2歳児)」等の相談日を設け実施している。	保健センター		○	○	○	○	○	
			2 - 2 - ②	小児生活習慣病予防健診	子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じる。	学校運営課			○	○			
		2-(2)-③ ひとり親家庭や生活困窮世帯 の子どもの居場所づくりに関する支援	3 - 1 - ①	乳幼児親子の居場所づくり	子ども総合センター、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター二葉、地域子育て支援センター原町みゆき、NPO法人ゆったりーの、区立保育園、子ども園、児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っている。	子ども総合センター 保育指導課	○	○					
			3 - 3 - ②	中学生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中学生タイムの実施や、子ども家庭支援センター施設を有効活用し、中学生の居場所を拡充する。	子ども総合センター					○	○	
		その他(子ども)	1 - 2 - ②	ことばの教室 <教育センター>	聴覚及び言語に障害のある幼児、児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行う。	教育支援課			○	○	○		
			1 - 2 - ②	心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成(紙おむつ等支給、巡回入浴サービス等)	[補装具等の支給]:障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給する。 [障害者歯科診療]:一般歯科診療機関では治療が困難な障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行う。 [その他]:紙おむつ支給、福祉タクシー等	障害者福祉課			○	○	○	○	○

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
2 生活の 支援	2-(2) 子どもの生活支援	その他(子ども)	2 - 2 - ①	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行う。	健康づくり課 保健センター		○					
			2 - 2 - ①	予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施する。	保健予防課 保健センター		○	○	○	○	○	
	2-(3) 関係機関が連携した包 括的な支援体制の整備	2-(3)-① 関係機関の連携	1 - 1 - ②	子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営する。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付している。	子ども総合センター		○	○	○	○	○	○
			1 - 1 - ②	子ども・若者総合相談窓口	子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う。	子ども家庭課		○	○	○	○	○	○
			1 - 1 - ②	子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口)	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所が、区の虐待通告の窓口として、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応している。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っている。	子ども総合センター	○	○	○	○	○	○	
			1 - 1 - ②	要保護児童対策地域協議会	保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議する。区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」が組織されている。	子ども総合センター	○	○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ①	子ども総合センターの運営	区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供する。	子ども総合センター	○	○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ①	子ども家庭支援センターの運営	子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていく。	子ども総合センター	○	○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ①	子育て支援コーディネイト体制の充実	児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネイト能力の向上を図る。	子ども総合センター	○	○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ①	子どもと家庭に関する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応する。相談内容に合った適切な相談機関につなげていく。	関係各課	○	○	○	○	○	○	○

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
2 生活の 支援	2-(4) 子どもの就労支援	2-(4)-① ひとり親家庭の子どもや児童 養護施設等の退所児童等に対 する就労支援											
		2-(4)-② 親の支援のない子ども等への 就労支援											
		2-(4)-③ 定時制高校に通学する子ども の就労支援											
		2-(4)-④ 高校中退者等への就労支援											
		その他(就労意欲はあるもの 様々な課題を抱え、一般就労 に結びつかない子どもへの就 労支援)	5 - 3	障害者、高齢者、若年非就業者等に 対する総合的な就労支援	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、働く意欲 はあるものの一般就労に結びつきにくい障害者、高 齢者、若年非就業者等に対して、就労機会の提供を 行うことにより、就労支援を実施している。	消費生活就 労支援課						○	○
	2-(5) 支援する人員の確保等	2-(5)-① 社会的養護施設の体制整備、 児童相談所の相談機能強化											
		2-(5)-② 相談職員の資質向上											
	2-(6) その他の生活支援	2-(6)-① 妊娠期からの切れ目のない支 援等	2 - 1	出産・子育て応援事業 (ゆりかご・しんじゅく)	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持 増進、産後うつ予防、虐待予防を図るために、すべ ての妊婦が、妊娠期から保健師等の看護職に相談 できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育て に関する不安やリスクを早期に把握する。支援が必 要な妊婦には支援プランを作成するとともに、母子 保健サービス等を実施する関係機関と連携した継 続的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたっ て、切れ目なく支援していく。	健康づくり課 保健センター	○	○					
		その他	3 - 5	生活向上支援事業 (ひとり親家庭)	個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合 的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応し た支援の充実を図る。(ひとり親家庭を対象とした相 談会・講演会の実施、「ひとり親家庭支援ガイド」(仮 称)の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業(健康部)と の連携等)	子ども家庭課	○	○	○	○	○	○	○

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)
2 生活の 支援	2-(6) その他の生活支援	2-(6)-② 住宅支援	4 - 4	区民住宅・特定住宅の管理運営	義務教育修了前の子を扶養する世帯で、所得が一定基準の区民に対し、区民住宅及び特定住宅を提供する。	住宅課		○	○	○		
			4 - 4	区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供する。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがある。	住宅課		○	○	○	○	△ 20歳未満 までのため
			4 - 4	高齢者等入居支援	保証人が見つからず民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者、障害者及びひとり親世帯の入居を支援するため、協定保証会社等へあっ旋し、契約後に家賃等債務の保証料を助成する。	住宅課		○	○	○	○	
			4 - 4	住み替え居住継続支援	区内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対して、転居後住宅の家賃と引越し費用の一部を助成する。	住宅課		○	○	○	○	
			4 - 4	子育てファミリー世帯居住支援	[転入助成]:義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、区外から区内の民間住宅に住み替える場合に、引越しにかかる費用と賃貸借契約に係る費用を助成する。 [転居助成]:区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成する。	住宅課		○	○	○		
			4 - 4	民間賃貸住宅家賃助成(子育てファミリー世帯向)	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養している世帯に対し、家賃の一部を5年間助成する。	住宅課		○	○	○		
3 保護者 に対する 就労の 支援		3-① 親の就労支援	3 - 5	自立支援促進事業(ひとり親家庭福祉)	ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援する。	子ども家庭課		○	○	○	○	○
			3 - 5	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練(1年以上)において、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給する。	子ども家庭課		○	○	○	○	○
			3 - 5	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	就労を促進するため、指定訓練講座の受講を修了したときに、受講料の60%相当額を支給する。	子ども家庭課		○	○	○	○	○
			5 - 1	育児ママの再就職準備講座	出産を理由に退職し、乳幼児の育児をしている女性を対象に、再就職のための準備について考える講座を実施する。	男女共同参画課		○	○			
		3-② 親の学び直しの支援										
		3-③ 就労機会の確保										

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)		
4 経済的 支援		4-① 児童扶養手当の公的年金との 併給調整に関する見直し	3 - 1 - ②	児童扶養手当	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある児童(一定の障害のある場合は、20歳未満) で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障 害の状態などの状況にある児童」を養育している人 (平成22年8月から父子家庭の父も対象となった)に 支給する。	子ども家庭課		○	○	○	○	△ 特児受給 の場合20 歳未満		
		4-② ひとり親家庭の支援施策につ いての調査・研究の実施に向 けた検討		ひとり親家庭等アンケート調査	新宿区在住の児童扶養手当の現況届対象者に対 し、新宿区のひとり親家庭のニーズを把握し課題の 抽出を行い、ひとり親家庭への支援策を検討し、充 実を図るための参考統計とする。(平成28年度実 施)	子ども家庭課		○	○	○	○	○		
		4-③ 母子福祉資金貸付金等の父子 家庭への拡大	3 - 1 - ②	母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭等が、事 業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要と なった場合に貸付けを行う。	子ども家庭課		○	○	○	○	○	△ 20歳未満	
		4-④ 教育扶助の支給方法		生活保護制度	生活保護受給世帯の小中学生に対し、義務教育 に伴って必要な教材代、学用品費、学校給食費、通 学交通費等を教育扶助費として支給し、義務教育へ の就学を支援する。	生活福祉課 保護担当課			○		○			
		4-⑤ 生活保護世帯の子どもの進学 時の支援		生活保護制度	生活保護受給世帯の高校生等に対し、生業扶助 (高等学校等就学費)として、入学金、授業料、教材 代、学用品費、通学交通費等を支給し、高等学校等 への就学を支援する。 また、高校生等の就労収入のうち、大学等の進学 費用にかかる経費について、収入として認定しない ことにより、大学等への進学を支援する。	生活福祉課 保護担当課						○		
		4-⑥ 養育費の確保に関する支援												
		その他	3 - 1 - ②	児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会 全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31 日までの子どもを対象に手当を支給する。	子ども家庭課			○	○	○			
			3 - 1 - ②	児童育成手当(育成手当・障害手当)	[育成手当]:「18歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が 死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児 童」を養育している人に支給する。 [障害手当]:「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身 体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋 萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養 育している人に支給する。	子ども家庭課			○	○	○	○	△ 障害手当 のみ20歳 未満	
			3 - 1 - ②	特別児童扶養手当	「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者 手帳1～3級・4級(一部)程度、日常生活に著しい制 限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人 に支給する。	子ども家庭課			○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ②	子ども医療費助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食 事療養費を助成する。	子ども家庭課			○	○	○	○		
3 - 1 - ②	ひとり親家庭医療費助成		18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある児童(一定の障害のある場合は20歳未満)を養 育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用 医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額 を除く医療費を助成する。	子ども家庭課			○	○	○	○	△ 特児等受 給の場合 20歳未満			

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)		
4 経済的 支援		その他	3 - 1 - ②	学童クラブの利用料の減免	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税世帯等、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減免する。	子ども総合センター			○					
				生活保護受給世帯の小中学生に対する健全育成費	生活保護受給世帯の小中学生に対し、学用品や被服の購入、夏季休暇中の校外活動、修学旅行の支度等の費用を支給することにより、就学を援助し、心身の健全な育成を図る。	生活福祉課 保護担当課			○	○				
			3 - 1 - ②	心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児(子ども医療費助成対象終了後)が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分(全額又は一部)を助成する。(事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施)	障害者福祉課						○	○	
			3 - 1 - ②	心身障害者福祉手当	児童育成手当(障害手当)に該当しない障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課			○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ②	重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課			○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ②	障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課			○	○	○	○	○	
			3 - 1 - ②	養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康づくり課			○					
			3 - 1 - ②	育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康づくり課			○	○	○	○		
			3 - 1 - ②	大気汚染医療費の助成	18歳未満の児童で大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。 4疾病:気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺きしゅ(一定の要件有)	健康政策課			○	○	○	○		
			3 - 1 - ②	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。(所得により自己負担有)	保健予防課 保健センター			○	○	○	○		
			3 - 1 - ②	難病医療費等助成	国・都が指定する難病の治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。(所得により自己負担有)	保健予防課 保健センター								○
			3 - 5	寡婦(寡夫)控除等のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、保育園、子ども園、幼稚園の保育料、学童クラブの利用料等について、寡婦(寡夫)控除等のみなし適用し、負担軽減を図る。	関係各課								

大項目	中項目	小項目	次世代育成支援 計画 目標番号	事業名	事業内容	担当課	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未 満(高校生 等)	青年期(18 歳～)	
5 国際 社会 への 対応			1 - 2 - ①	外国人英語教育指導員の配置	学校教育の中で、日本と諸外国の文化・伝統の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶ機会として、小・中学校で外国人英語指導員による外国人との交流学習を実施する。	教育支援課			○	○			
			1 - 4	国際理解につながる情報発信	しんじゆく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行う。	多文化共生推進課	○	○	○	○	○	○	
			1 - 4	友好都市との交流事業 (1)人的交流事業	友好都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区と青少年の派遣と受入れとを交互に実施し交流を続ける。	多文化共生推進課						○	○
			1 - 4	友好都市との交流事業 (2)作品交流事業	毎年、友好都市(中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市)と新宿区の児童生徒の絵画・書道作品を集め、展示会を開催するとともに、海外の友好都市(中国・ギリシャ)へ作品を贈る。	多文化共生推進課		○	○	○			
			1 - 4	オリンピック・パラリンピック教育推進事業	幼児・児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツ等を通して、心身の調和的発達を遂げられるようにする。	教育指導課		○	○	○			

その他の支援		新宿区子ども未来基金	子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むため設置した新宿区子ども未来基金を活用し、子どもの育ちを支援する活動に助成する。	子ども家庭課		○	○	○	○	○		
		協働事業提案制度	NPO等からその専門性や柔軟性等を活かした事業提案を公募し、審査の結果、選定された事業を、提案団体と区が協働して実施する。	地域コミュニ ティ課	○	○	○	○	○	○	○	○
		NPO活動資金助成	区財源と区民・事業者等からの寄附金を財源とした協働推進基金を、地域で活動するNPO法人の区民を対象とした社会貢献的的事业に対して助成する。	地域コミュニ ティ課	○	○	○	○	○	○	○	○

上記事業は、「子どもの貧困対策」に関する事業を含めた、社会貢献的的事业について募集するものであるため、「子どもの貧困対策」に関する提案があった場合に「区における子どもの貧困対策に資する事業等」に該当する。